手順1 事前 相談



※事前相談は利用希望日の1年前から可能 電話又は電子メールにて受け付けます。 電子メールの場合は送信後に必ず受信確認の電話連絡を してください。

仮押さえ

仮押さえの時点では 予約は確定していません

1か月以内に 企画書等を 用いて協議

利用希望日について事前にご連絡ください。その際に利用用途を簡単に聞き取り, 貸付基準を満たしているかどうか判断し、日程の仮押さえについて受け付けます。

※利用希望日が事前相談から1か月以内となる場合はご相談ください。

手順 2 協議



※事前相談後(仮押さえ受付後)1か月以内 企画書と平面図等の案を用いて、商業振興課と協議をしていた 

予約

### 【提出書類】

- 企画書の案(貸付用途を確認できるもの)
- 平面図等の案(会場レイアウトを確認できるもの)
- ※1か月以内に提出がない場合、<mark>仮押さえは無効</mark>になります。

遅くとも利用

手順3の申請までに**企画内容や会場レイアウトが** 変更となった場合はすみやかにご連絡ください。

音響等による周辺への影響が想定 されるイベント等を開催する場合

必要に応じて事前に周辺施設への説明・ 協議を行ってください。 周辺施設との調整ができない場合は催 事を開催できない場合がありますので, 予約後は可能な限りお早めに事前説明・ 調整してください。

日の1か月前



※予約受付後、遅くとも利用日の1か月前までに

申請書一式を提出し、特に不備がなく申請者(借受人) が貸付条件に合意した場合は、土地賃貸借契約の手続き を行います。

#### 【提出書類】

- 普通財産借受申請書
- 正式な企画書(貸付用途を確認できるもの)
- 正式な平面図等

(会場レイアウトを確認できるもの)

- ※車両の乗り入れがある場合のみ
  - □乗り入れルートを確認できるもの
  - □車両の区分を確認できるもの
- ※その他,必要な書類の提出をお願いする場合があります。

手順 4 契約



申請後に,高知市と申請者との間で<u>土地の賃貸借契約</u>を 締結します。

貸付確定

※契約締結後に企画の内容や会場レイアウトを変更する 場合は、必ず商業振興課へご連絡ください。

手順 5 支払



納入通知書を発行しますので、期日までに通知書に記載さ れている金融機関窓口にて貸付料をお支払いください。

- ※原則前払いとなります
- ※支払済の貸付料は原則返還いたしません

# 土地利用 (イベント開催等)

## ご注意

このフロー図は手続きの流れをわか りやすく簡潔にまとめたものです。必 ず貸付けの手引きを熟読し,理解した うえで手続きを進めてください。

## 問い合わせ先

高知市商業振興課 電話:088-823-9375 Email:kc-151705@city.kochi.lg.jp